

議第131号 呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の経緯

救護施設，更生施設，医療保護施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準については，生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項及び第2項の規定により，国が定めた基準に沿って，条例で定めることとされています。

この度，社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」（令和5年12月27日）において，「救護施設等については，入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し，可能な方については地域移行を更に推進することが重要であり，施設の機能や目的に応じて，福祉事務所のケースワーカーを始めとする関係機関とも連携しつつ，計画的な支援に取り組む環境を整える必要がある。このため，福祉事務所と情報共有を図りつつ，救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応する必要がある。」とされたことを踏まえ，救護施設，更生施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号。以下「国の基準」といいます。）の一部が改正されたこと（令和6年厚生労働省令第118号による改正）に伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 国の基準の改正の内容

(1) 救護施設

入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととされました。

(2) 更生施設

更生計画に代わるものとして，入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととされました。

【用語解説】

救護施設	生活保護法に基づく保護施設のうち，身体上又は精神上に著しい障害があり，経済的な問題も含め，日常生活を営むことが困難な要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。
更生施設	生活保護法に基づく保護施設のうち，身体上又は精神上の理由で養護や生活指導を必要とする要保護者が生活扶助を受ける入所施設です。

3 条例の改正の内容

国の基準の改正と同様の改正をします。

4 施行期日

公布の日